



福岡医発第 294 号（地）
平成 31 年 4 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る
診療時間変更等に係る取扱いについて

本年 4 月 27 日（土）から 5 月 6 日（月）までの 10 連休につきましては、4 月 27 日（土）は通常の診療体制を取る場合も多いと思われませんが、連休中の診療に対応するため、診療日や時間を変更する医療機関があると想定されます。

今般、当該変更については、医療法に基づく届出は不要となる旨、厚生労働省医政局総務課より日本医師会を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、

- 1) 本件については、去る 3 月 29 日（金）開催の各医師会保険担当理事者会において本会担当役員より口頭にて説明しております。
- 2) 今般の 10 連休を含めた長期連休における休日加算等の取扱いについては、平成 31 年 2 月 8 日付け福岡医発第 2995 号（地）にてご連絡しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(地 41F)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

小 玉 弘 之

4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る診療時間変更等に係る取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がございました。

昨年 12 月 14 日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成 30 年法律第 99 号)が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日(土)から 5 月 6 日(月)までの間については、10 日間連続の休日となります。4 月 27 日(土)は通常の診療体制を取る場合も多いと思われませんが、連休中の診療に対応するため、診療日や時間を変更する医療機関があると想定されます。当該変更については、医療法に基づく届出は不要となるものです。

10 連休が近づいて参りましたので、改めて内容を御了知いただくともに、貴会管下の医療機関へ御周知の程、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 18 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る
診療時間変更等に係る取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛てに発出いたしました。この点、御了知いただきますようお願いいたします。

以上

(別紙)

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 18 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る
診療時間変更等に係る取扱いについて

日頃より厚生労働行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 14 日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日間連続の休日（以下「10 連休」という。）となります。

10 連休中の診療に対応するため、診療日や診療時間を変更する医療機関があると想定されますが、既に本年 2 月に実施された全国医政関係主管課長会議においてお伝えしているとおり、当該変更については、医療法に基づく届出は不要です。

10 連休が近づいてまいりましたので、改めて内容を御了知いただくとともに、貴管下の医療機関への御周知のほど、よろしくお願いいたします。